

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）」について

- 資料 1 「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」パブリックコメントの実施結果について
- 資料 2 「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）」
- 資料 3 「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）」新旧対照表
- 参考資料 「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正案）」の概要について

令和4年3月11日

総務企画局

「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」 パブリックコメントの実施結果について

1 概要

令和3年5月に施行された災害対策基本法の改正等を踏まえて、「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」を取りまとめ、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果につきまして、意見等の内容及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市地域防災計画 風水害対策編（修正素案）」に関する意見募集について
意見の募集期間	令和3年11月25日（木）～令和3年12月27日（月）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所、支所等（市政資料コーナー） ・総務企画局危機管理室（第3庁舎7階） ・その他 市政だより、Twitter 等
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所、支所等（市政資料コーナー） ・図書館 ・総務企画局危機管理室（第3庁舎7階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	2通（11件）
電子メール	1通（9件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	1通（2件）

4 御意見の内容と対応

主な御意見は、指定福祉避難所や指定緊急避難場所等の整備に関することや、新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所における避難者の感染症対策に関すること、令和元年東日本台風の教訓を踏まえた更なる防災・減災対策の推進に関することなどで、概ね素案の趣旨に沿った御意見や、素案や施策に対する要望・質問等でした。

なお、本計画につきましては、当初案どおりといたします。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに計画（案）に反映したもの
- B 素案の趣旨に沿った御意見であり、既に素案等に反映されているもの
- C 今後の参考とさせていただく御意見
- D 素案や施策に対する要望・質問等であり、素案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 指定福祉避難所や指定緊急避難場所等の整備について		1		1		2
(2) 避難所における避難者の感染症対策について				1		1
(3) 令和元年東日本台風の教訓を踏まえた更なる防災・減災対策の推進について		6		2		8
合 計		7		4		11

5 主な意見（要旨）の内容と市の考え方

(1) 指定福祉避難所や指定緊急避難場所等の整備について（2件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆指定福祉避難所の資機材等の整備</p> <p>過去の災害の経験を踏まえ、環境変化が体調に影響しやすい高齢者・障害者等のための災害対応として、指定福祉避難所における食料や必要な資機材、空調、電源の確保の体制を構築することを記載すべき。</p>	<p>指定福祉避難所の運営におきましては、御意見の通り、避難してくる高齢者や障害者の健康や生命維持のために、食料や必要な資材、電源確保が必要になると考えております。</p> <p>現時点では、社会福祉施設を指定福祉避難所に指定するにあたっての課題の整理や検証を行うこととしており、その整理や検証の中で、食料や電源確保等について検討してまいります。</p> <p>なお、指定福祉避難所に指定する可能性のある社会福祉法人とは、すでに二次避難所開設に関する協定を結んでおり、これらの施設に順次、食料や必要な資材、ポータブル非常用電源等の配備を進めているところです。</p>	B
2	<p>◆指定緊急避難場所等の空調や電源の確保</p> <p>環境変化が体調に影響しやすい高齢者・障害者等のための災害対応として、指定緊急避難場所等における必要な資機材の確保に加え、長期間の電源途絶に備えた空調や電源の確保に努めることを記載すべき。</p>	<p>災害時の避難所における生活環境につきましては、避難者の心身の健康の確保に向けて、整備に取り組むことは重要であると考えております。</p> <p>電源の確保につきましては、避難所となる体育館には、非常用発電機を設置してありまして、停電時に照明等の電源として使用することとしております。</p>	D

		<p>空調の確保につきましては、主に普通教室について更新に向けた検討を進めております。また体育館の空調設置につきましては、財政状況を考慮の上、検討課題の一つとして考えております。体育館へは熱中症対策として、冷風扇を配置しております。今後も災害の状況に応じて必要な資機材を確保する等、柔軟に対応してまいります。</p>	
--	--	--	--

(2) 避難所における避難者の感染症対策について (1件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆避難所における感染症対策</p> <p>東日本台風の教訓を踏まえ、さらなる防災・減災対策の推進と、新型コロナウイルス感染症の第5波を踏まえた、避難所における避難者の感染症対策についてこれまで以上に留意した対策を推進する必要がある。</p>	<p>風水害等の自然災害と新型コロナウイルス感染症による複合災害に対しては、その備えとして、令和2年6月に、職員向けの感染症対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルを策定するとともに、感染対策に必要な物資を購入しております。</p> <p>令和3年1月には、「感染症対策ポケットガイド」を作成し、コロナ禍における避難所運営の感染症対策について、主に自主防災組織と共有を図っております。</p> <p>感染拡大時の避難所運営につきましても、状況の変化も踏まえながら、関係局区と連携し対策を進めております。</p>	D

(3) 令和元年東日本台風の教訓を踏まえた更なる防災・減災対策の推進について (8件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	<p>◆災害への即応力の強化</p> <p>以下について、計画に具体的に盛り込むとともに、東日本台風の教訓をもとに川崎市の防災対策の何がどのように変わったのかを市民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <p>・災害への即応力の強化</p> <p>災害発生時の積極的な情報の収集体制を強化するとともに、引き続き国、県、市、防災機関等が連携した支援の体制の構築</p>	<p>災害発生時におきまして、被害状況等の情報は、応急対策活動の実施にあたり必要不可欠な情報であることから、令和3年度より稼働した新総合防災情報システムにより情報収集体制を強化するとともに、防災機関等と連携し、情報を迅速かつ的確に、収集・伝達・報告し共有化することにより、市民に対し適切な情報発信を行い、被害の発生及び拡大の防止に努めてまいります。なお、地域防災計画におきましては、第3部初動対策計画において情報の収集と伝達に関する事項を定めております。</p> <p>国、県、市、防災機関等が連携した支援体制につきましては、大規模災害により、本市のみでの対応が困</p>	B

		<p>難な事態に備え、川崎市受援マニュアルに基づき、国、県、防災関係機関等に対して協力要請を行い、迅速な応急・復旧活動を実施することとしております。さらに国、県、市、防災関係機関をはじめ、市民・企業等が一体となり、それぞれの協力体制の確立や相互の協力体制を緊密にするための防災訓練等を実施し、災害に対する行動力の醸成に取り組んでおります。</p>	
2	<p>◆市民の迅速安全な避難</p> <p>以下について、計画に具体的に盛り込むとともに、東日本台風の教訓をもとに川崎市の防災対策の何がどのように変わったのかを市民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <p>・市民の迅速安全な避難</p> <p>平常時から緊急時の避難場所や避難経路等について、ハザードマップや実践的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図る。</p>	<p>災害時の避難につきましては、コロナ禍の状況も踏まえ、日頃から居住地域のリスク等を把握した上で、在宅避難や分散避難を検討していただくとともに、避難先や避難経路などを確認いただくことが重要となります。市では、状況に応じた適切な避難行動を考えていただくため、ハザードマップやマイタイムラインなどの周知を進めており、引き続き、ぼうさい出前講座や防災訓練などを含め、様々な機会を通じた啓発に取り組んでまいります。なお、地域防災計画の第2部予防対策において、防災知識の普及と意識の高揚を図るためのハザードマップの作成・頒布や防災訓練の実施について定めております。</p>	B
3	<p>◆情報伝達手段の整備</p> <p>以下について、計画に具体的に盛り込むとともに、東日本台風の教訓をもとに川崎市の防災対策の何がどのように変わったのかを市民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <p>・確実な情報伝達手段の整備</p> <p>災害時の的確な避難勧告等の発令のための確実な情報伝達手段の整備。</p>	<p>避難情報につきましては、令和元年東日本台風等の過去の災害を教訓として、激甚化・頻発化する水害・土砂災害に対する避難対策を強化するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、本市の避難情報について、警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に、警戒レベル4の「避難勧告」を廃止して「避難指示」と一本化する等、わかりやすい避難情報に見直しました。引き続き、市ホームページ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、防災行政無線、テレビ、かわさき防災アプリなど、多様な通信手段を駆使して、避難が必要な方が迷うことのないよう、適切な避難情報の発令を行ってまいります。なお、地域防災計画の第2部、第3部、第4部を中心に、避難情報の改正に伴う修正を行っております。</p>	B

4	<p>◆災害時要援護者の避難</p> <p>以下について、計画に具体的に盛り込むとともに、東日本台風の教訓をもとに川崎市の防災対策の何がどのように変わったのかを市民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難 <p>災害時要援護者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進する。</p>	<p>災害時要援護者の避難にあたっては、日頃から支援者と要援護者等とが、災害時の避難行動について共通認識を図ることが重要でございます。現在、防災部門と福祉部門が連携し、高齢者や障害者の支援団体やケアマネージャー等との情報共有やマイタイムライン作成のための研修等を実施しているところでございまして、引き続き取組を継続してまいります。また、地域防災計画の第2部予防対策の第8章において、災害時要配慮者対策を定めており、地域と連携した共助体制の確保や個別避難計画の作成等を推進しているところでございます。</p> <p>さらに、今回の修正において、第4部第4章医療救護・福祉対応に、災害福祉調整本部に関する事項を新たに定め、災害福祉分野における的確な判断と迅速な対応を行うための体制の整備に取り組んでまいります。</p>	B
5	<p>◆新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>以下について、計画に具体的に盛り込むとともに、東日本台風の教訓をもとに川崎市の防災対策の何がどのように変わったのかを市民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策 <p>避難所における新型コロナウイルス感染症対策を強化する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症につきましては、ウイルスが変異を繰り返しており、収束が見えない状況ですが、引き続き、在宅避難や分散避難を推進するとともに、感染症対策の基本を踏まえながら、避難所における対策を行ってまいります。</p> <p>なお、今回の修正において、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所等における感染症対策を新たに定めております。</p>	B
6	<p>◆被災者への適切な支援</p> <p>以下について、計画に具体的に盛り込むとともに、東日本台風の教訓をもとに川崎市の防災対策の何がどのように変わったのかを市民にわかりやすく説明する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者への適切な支援 <p>災害により支援が必要な者への迅速な支援。</p>	<p>被災者への適切な支援につきましては、令和元年東日本台風対応を踏まえ、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員の制度の理解や事務の習熟を図ることを令和2年度に地域防災計画に定め、取組を推進しているところであります。</p> <p>また、今回の修正において、災害救助法の改正に伴い、同法の適用基準を追加しており、救助実施市として適正な救助の実施に取り組んでまいります。</p> <p>なお、被災者支援制度につきましては、川崎市地域防災計画に関連法等に基づく支援を記載しているほ</p>	B

		<p>か、令和元年東日本台風時に各局が所管する支援を冊子に取りまとめ、市ホームページに掲載し、以後、毎年度、内容の更新を行っているところであります。</p> <p>今後につきましても、被災者への適切な支援を推進できるよう、関係局区と連携して取り組んで参ります。</p>	
7	<p>◆流域治水への取組の推進</p> <p>流域治水の考えが位置付けられたが、第2章河川の対策や第3章下水道施設の整備では、流域治水の考えを取り入れた計画の見直しがなされていない。</p> <p>流域治水の考えを取り入れた治水対策を地域防災計画に明確に位置付けるべきである。更には、その計画内容を市民に公表すべきである。</p>	<p>本計画は、第1部第1章の「第2節国・県の防災計画等との関係」に記載のとおり、流域治水プロジェクトと連携するものでございます。</p> <p>流域治水プロジェクトにおける「氾濫等をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、第2部第2章「河川の対策」に記載のとおり、河川の整備や雨水流出抑制指導等の雨水対策などを進め、第3章「下水道施設の整備」のとおり、下水道（雨水管きよ等）の整備やポンプ場の機能向上などの取組を進めているところでございます。</p>	D
8	<p>◆流域治水への取組の推進</p> <p>流域治水対策は、ハード対策だけでなくソフト対策も含まれており、今後、どのように市民啓発に取り組むのか、明確に位置付けるべきである。</p>	<p>流域治水対策におけるソフト対策につきましては、流域治水プロジェクトにおける「被害の軽減、早期復旧、復興のための対策」としまして、第1章第2節「防災知識の普及と意識の高揚」に記載のとおり、ハザードマップ等の作成及び頒布等による自助及び共助の促進や、マイタイムラインの作成・活用等に取り組んでまいります。</p>	D